

平成27年 8月 24日

## 「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」に対する会長談話

千葉県弁護士会

会長 山本 宏 行

- 1 当会は、平成27年3月13日に国会に提出された「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」（以下「本法案」という。）に関し、同年5月1日、衆参両院議長を含む関係先に対して、「『刑事訴訟法等の一部を改正する法律案』に対する会長声明」を執行した。同声明において、当会は、本法案に強い懸念を表明するとともに、とりわけ本法案が内包する下記の問題点を指摘した。
- 2 すなわち、本法案の定める取調べの録音・録画制度は、裁判員裁判対象事件のような極めて狭い範囲に限定されている上、録音・録画の実施に当たっては、取調官の裁量によって、広範な例外事由が認められている。

また、本法案の証拠開示制度は、公判前整理手続に付される事件のみを対象とし、当会が不可欠と考える全面的証拠開示の実現にはほど遠い内容である。加えて、弁護人に交付される証拠一覧表には、証拠の内容を知るために不可欠となる要旨の記載がなく、実効性の観点からも問題がある。

さらに、本法案は、えん罪防止を図り、適正手続の保障を徹底するという当初の目的を逸脱し、こともあろうに捜査手法の拡大にも踏み切っている。

このうち、通信傍受については、傷害や詐欺といった「重大な犯罪」とは言い難い犯罪にまで対象を拡大しており、過去の最高裁判例に照らしても、違憲となる疑いが濃厚である。

また、いわゆる司法取引制度の導入を許せば、自らの利益のため、被疑者・被告人が故意に他人を引き込むことによって、新たなえん罪が構造的に生み出される危険性が高い。

- 3 衆議院においては、これらの点についての抜本的見直しを前提とする、充実した審議が期待されていたにもかかわらず、本法案は、本年8月7日、わずかな修正が施されたのみで、ほぼ原法案どおりの内容で可決されてしまった。衆議院の修正案は、上記の問題点をいずれも看過するものであり、極めて不十分なものと言わざるを得ない。

そこで、参議院においては、上記の問題点を十分考慮した上、従来の糾問的な捜査手法を改革するとともに、えん罪の防止を図り、適正手続の保障を徹底するという観点から、本法案の抜本的見直しをされたい。

以 上